平成２２年（再ロ）第２号
新潟県五泉市三本木２丁目２番40号
再生債務者　加藤　賢二
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年６月17日まで
4　一般異議申述期間　平成22年７月１日から平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第２号
秋田県湯沢市杉沢字森道下100―25　アド・ウェル２―202号
再生債務者　加藤布貴子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年６月９日まで
平成22年５月19日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第１４号
高知市高須新木２番19号　リバーサイドハイツ103号
再生債務者　門脇まゆみ
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年６月17日まで
平成22年５月20日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１０２０８号
埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1547―39
再生債務者　高瀬　隆治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年４月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年６月３日まで
平成22年５月20日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０１９５号
東京都清瀬市竹丘３―10―30
再生債務者　近藤　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第２号
岩手県北上市和賀町長沼６地割111番地１
再生債務者　高橋　新士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月20日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（再ロ）第２号
神奈川県秦野市曽屋777番地の19
再生債務者　清水留美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月19日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１４号
京都府木津川市山城町上狛宝本７番地11
再生債務者　境　　清一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月20日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第７号
横浜市港北区綱島西５丁目２番10号
再生債務者　片野　美夏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第５８号
大阪府枚方市長尾東町２丁目21番５号
再生債務者　有松　浩重
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１号
島根県益田市赤城町12番18号
再生債務者　社河内本憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年５月20日　松江地方裁判所益田支部

会社の公告

合併公告
株式会社左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し左記会社は平成二十二年七月一日効力発生日をもって存続し乙は解散することにいたしました。
記
一　沖縄県中頭郡西原町字小那覇一二横田一二番八一番地　株式会社地明社
（丙）キャタピラー取締役東日本本株式会社
代表取締役　村上　誠
二　及び乙の株主総会の承認決議は平成二十二年七月一日であり、甲乙の株式を平成二十二年九月一日に終了しておりますが、甲及び乙は、平成二十二年七月一日現在において、甲の株式を所有しており、乙の株式を所有しておりません。
三　甲及び乙の発行済株式の総数、甲及び乙の資本金の額、甲及び乙の増加した資本金の額
甲　発行済株式の総数　四万株
資本金の額　二億円
乙　発行済株式の総数　一万株
資本金の額　一億円
四　甲及び乙の株式の併合の割合
甲の株式二株を乙の株式一株の割合で併合する。
五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の発行済株式の総数
甲　二万株
乙　一万株
六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の資本金の額
甲　二億円
乙　一億円
七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の株主に対して交付する金銭の額
甲及び乙の株主に対して交付する金銭はない。
八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の数
甲　一〇個
乙　五個
九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
二十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
二十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
二十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
二十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
二十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
二十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
二十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
二十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
二十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
二十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
三十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
三十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
三十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
三十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
三十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
三十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
三十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
三十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
三十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
三十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
四十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
四十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
四十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
四十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
四十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
四十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
四十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
四十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
四十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
四十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
五十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
五十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
五十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
五十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
五十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
五十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
五十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
五十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
五十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
五十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
六十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
六十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
六十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
六十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
六十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
六十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
六十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
六十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
六十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
六十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
七十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
七十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
七十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
七十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
七十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
七十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
七十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
七十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
七十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
七十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
八十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
八十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
八十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
八十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
八十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
八十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
八十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
八十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
八十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
八十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
九十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
九十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
九十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
九十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
九十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
九十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
九十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
九十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
九十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
九十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百二十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百二十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百二十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百二十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百二十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百二十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百二十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百二十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百二十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百二十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百三十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百三十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百三十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百三十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百三十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百三十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百三十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百三十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百三十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百三十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百四十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百四十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百四十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百四十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百四十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百四十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百四十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百四十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百四十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百四十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百五十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百五十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百五十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百五十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百五十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百五十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百五十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百五十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百五十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百五十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百六十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百六十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百六十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百六十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百六十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百六十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百六十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百六十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百六十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百六十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百七十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百七十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百七十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百七十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百七十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百七十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百七十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百七十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百七十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百七十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百八十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百八十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百八十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百八十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百八十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百八十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百八十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百八十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百八十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百八十九　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百九十　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百九十一　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百九十二　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百九十三　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百九十四　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百九十五　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百九十六　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一〇〇円
乙　五〇円
百九十七　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使により発行すべき株式の数
甲　一〇〇株
乙　五〇株
百九十八　甲及び乙の株式の併合がその効力を生ずる日における甲及び乙の新株予約権の行使に際して出資される財産の額
甲　一